

【中国】人民参審員制度の一層の推進のための立法

海外立法情報課長 岡村 志嘉子

* 2018年4月27日、司法制度改革の一環として、一般市民が裁判に参加する人民参審員制度の強化拡充、実効性の向上等を促進するため、人民参審員法¹が制定された（同日公布・施行）。

1 背景と経緯

中国では、一般市民から選ばれた人民参審員と裁判官とが1つの合議体を構成して裁判を行う人民参審員制度が実施されている。人民参審員の裁判への参加は、建国前の国内革命戦争期（1930年代）に共産党根拠地で始まり、今日まで続いている。

現行制度に関しては、人民法院組織法において、①人民法院の第一審裁判は、裁判官による合議廷又は裁判官と人民参審員による合議廷で行うこと（第9条）、②人民参審員は選挙権・被選挙権のある満23歳以上の者から選任すること（第37条）、③人民参審員としての職務期間中、勤務先からの賃金等は保障されること（第38条）等が定められている。より具体的には、「人民参審員制度の改善に関する全国人民代表大会の決定」（2004年、全20か条）で規定されている。また、刑事訴訟法、民事訴訟法、未成年者犯罪予防法等にも関連規定がある。

人民参審員制度に関しては、当初から、制度の形骸化など実効性確保の面で課題があり、様々な改革が試みられてきた。習近平政権においても、2015年4月1日、「人民参審員制度改革試行計画」が策定され、それに基づき同月から、北京など10の省・自治区・直轄市でそれぞれ5か所、計50の人民法院を対象として、改革が2年間試行されることになった。その目的には司法の民主化の推進、公正性・信頼性の向上等が掲げられ、改革の内容は、人民参審員の資格要件、選任手続、職務範囲、懲戒を始め多岐にわたっている。この試行は更に1年延長された。

一方、試行の実施と併せ、人民参審員法の制定に向けた準備作業も進められた。試行結果を参照しつつ策定された法案は、2017年12月、第12期全国人民代表大会常務委員会（全人代常務委）第31回会議に提出された。法案は同会議での第1回審議、その後の意見公募を経て一部修正され、2018年4月、第13期全人代常務委第2回会議で第2回審議の後、同27日に可決され、同日公布・施行された。

今回制定された人民参審員法¹は全32か条から成り、上述の2004年「決定」の規定内容を基礎に、制度の実効性の向上と更なる定着を実現するため、規定の修正及び詳細化を行っている。なお、同法施行に伴い2004年「決定」は廃止された。

2 人民参審員法の主な内容

(1) 基本原則

中国の国民は、法に基づき人民参審員になる権利及び義務を有し、人民参審員に選任された者は、法に基づいて人民法院における裁判活動に参加し、法律に別に定めがある場合を除き裁判官と同等の権利を有する（第2条）。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年6月11日である。

¹ 「中华人民共和国人民陪审员法」中国政府法制信息网 <http://www.chinalaw.gov.cn/art/2018/4/28/art_11_208024.html>
なお、中国語原文では「陪审（陪審）」の文字が用いられているが、その意味は日本語の「参審」である。

(2) 人民参審員の権利義務

人民参審員は、裁判活動に参加し、独立して意見を発表し、在職中の場合その身分が保障される権利と、職責を忠実に履行し、裁判の秘密を守り、司法の礼儀を重んじ、司法のイメージを守る義務を有する（第3条）。人民参審員の法に基づく裁判活動は法により保護され、人民法院は人民参審員に対し裁判に係る職責の履行を保障する義務を負い、また、人民参審員の所属機関、戸籍所在地等は人民参審員の裁判活動への参加を保障する義務を負う（第4条）。

(3) 人民参審員の資格要件

人民参審員の資格要件は、①中国の憲法を守り、②満28歳以上、③品行方正で法・規律を遵守し、④正常に職責を履行できる身体的条件を有する者であって、学歴は原則として高校卒業以上とする（第5条）。なお、従来、人民参審員の年齢及び学歴の要件は、満23歳以上で短大卒以上とされていた。今回の要件の変更は、単純に学歴で判断せず、社会のより幅広い層に範囲を拡大すると同時に、人民参審員の質的向上のため、社会経験に基づく判断力を重視する観点から年齢を引き上げる、という考え方が反映されている。

また、司法関連機関の職員や弁護士等は人民参審員になることができず（第6条）、刑事罰を受けた者、公職を解かれた者、信用情報のリスト掲載者等は、人民参審員になることが禁じられている（第7条）。

(4) 人民参審員の選任手続

人民参審員の定員は、当該法院の裁判官数の3倍を下回らないものとする（第8条）。まず、当該管轄区内の常住者名簿から任命予定の人民参審員数の5倍以上の候補者を無作為抽出し、資格審査と面接を行う（第9条）。人民参審員は、資格審査を通った候補者のリストの中から無作為抽出により決定される（第10条）。なお、裁判活動における必要に基づき、定員の5分の1を上回らない範囲で、個人の申請及び所属組織等の推薦により候補者を選任し、人民参審員を決定することができる（第11条）。

(5) 人民参審員の職務

人民参審員の任期は5年とし、原則として再任できない（第13条）。また、人民法院は、人民参審員1人当たりの年間担当件数の上限を合理的に決定し、公告する（第24条）。

人民参審員と裁判官の合議廷は、①裁判官を裁判長とする3名の合議廷、②裁判官3名と人民参審員4名の計7名による合議廷のいずれかとする（第14条）。刑事・民事・行政事件の第一審であって、①集団利益や公共利益に関係するもの、②社会的な注目度又は社会的な影響が大きいもの、③特に人民参審員の裁判への参加を必要とする事情があるもの、のいずれかに該当する場合、人民参審員と裁判官が合議廷を構成して審理する（第15条）。①10年以上の有期刑、無期刑又は死刑の可能性のあるもの、②民事訴訟法又は行政訴訟法に基づく公益訴訟事件、③土地収用、生態環境保護、食品・医薬品の安全など社会的影響の大きい事件その他重大事件の第一審は、人民参審員と裁判官が7名の合議廷を構成して審理を行う（第16条）。なお、7名の合議廷の場合、人民参審員は、法の適用に関する表決には参加しない（第22条）。

(6) 身分保障等

人民参審員の身体及び住所の安全は法的に保護され、人民参審員本人及びその近親者に対する攻撃・報復は禁止される（第28条）。また、人民参審員の所属機関は、当人が裁判活動に参加している期間の給与、報奨金等を減額してはならない（第29条）。